

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年9月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500051号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2500004号

第1 結論

平成10年4月1日から平成16年7月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月1日から平成16年7月1日まで

私は、請求期間に、A社に勤務し、請求期間の国民年金保険料は、同社から支払われた給与から控除され、同社の顧問公認会計士が毎月納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務し、給与から国民年金保険料が控除され、同社の顧問公認会計士が当該保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は、請求期間当時、従業員の給与から国民年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、請求期間の一部期間ではあるものの、A社から提出された平成12年5月期(平成11年6月1日から平成12年5月31日まで)の「給与計上仕訳伝票」の写しによると、当該期間に給与から国民年金保険料が控除された形跡はうかがえない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、請求者が氏名を挙げた、請求期間当時にA社に勤務していたとする同僚は、オンライン記録により、既に亡くなっていることが確認できる上、請求者の保険料を納付していたとする顧問公認会計士も連絡先が不明のため、当時の状況について聴取することができず、請求期間当時における、同社の従業員に係る国民年金保険料の取扱い及び納付について確認することができない。

加えて、請求期間は75月と長期間である上、B市の住民票及び戸籍の附票によると、請求者は、請求期間において同市以外に住民票を異動していないことが確認できるところ、国民年金保険料の収納業務については平成14年4月に国に一元化されるまでは、市町村が取り扱うこととなっていたことから、請求者が主張するとおり納付していたとすれば、同一市町村において、同一人の保険料納付に係る記録管理に連続して誤りが発生したことになるが、これほど

の期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

また、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。